

平成 19 年第 1 回多賀城市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 19 年 5 月 16 日（水曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 阿部 五一

副議長 根本 朝栄

1 番 柳原 清 議員

2 番 伊藤 功一郎 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

22 番 阿部 五一 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

副理事(兼)税務課長 坂内 敏夫

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

道路課長 武田 一男

施設課長 佐藤 実

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

午後 1 時 00 分 開会

○議会事務局長（松戸信博）

本日は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、阿部五一議員が年長の議員でありますので、御紹介を申し上げます。

○臨時議長（阿部五一）

ただいま御紹介をいただきました年長議員の阿部五一でございます。

地方自治法第 107 条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（阿部五一）

これより平成 19 年第 1 回多賀城市議会臨時会を開会いたします。

この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

日程に入る前に、お許しをいただき一言ごあいさつ申し上げます。

去る 4 月 22 日、市議会議員選挙が行われ、皆様方には少数激戦という大変厳しい選挙戦を戦い抜かれ、見事当選の栄冠を勝ち取られましたことに対しまして、まず心からお祝い申し上げます。議会と行政、それぞれ立場は異にしますが、ともに市民の負託にこたえるべく、力を合わせて豊かで元気な多賀城市を創造してまいりたいと考えております。

さて、議員各位も御承知のとおり、本市に限らず今日の地方自治体の財政状況は大変厳しいものとなっております。三位一体の改革により、これまでの地方交付税、補助金の削減に加え、今年度からは所得税から個人住民税への税源移譲が本格的に実施され、地方自治体の財源構成は大幅に変更を余儀なくされるなど、地方自治体はこれまで以上に自立した行政経営を行っていくことが求められております。

こうした状況にあって、本市においては緊急再生戦略構築のための取り組み指針を定め自立経営都市を目指し、抜本的な行財政改革を進めながら財政の健全化に取り組んでまいることとしております。議員各位におかれましても、これらの状況を御賢察いただき、本市発展のため御尽力、御指導賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（阿部五一）

これより直ちに本日の会議を開きます。

この際、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第 1 選挙第 1 号 議長の選挙について

○臨時議長（阿部五一）

日程第 1、選挙第 1 号 議長の選挙を行います。

選挙の方法には投票及び指名推選の方法がありますが、いずれの方法といたしますか。

（「投票」の声あり）

○臨時議長（阿部五一）

投票の声がありますので、選挙の方法は投票によって行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（阿部五一）

ただいまの出席議員数は 22 名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（阿部五一）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（阿部五一）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（阿部五一）

異状なしと認めます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1 番から順次投票願います。いいですか。

準備できました。1 番からお願いします。

(投票)

○臨時議長 (阿部五一)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長 (阿部五一)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長 (阿部五一)

これより開票を行います。

会議規則第 25 条第 2 項の規定により、立会人に森長一郎議員及び根本朝栄議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長 (阿部五一)

投票の結果を御報告いたします。

投票総数 22 票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

うち

有効投票 21 票

無効投票 1 票

有効投票中

阿部五一議員 12 票

小嶋廣司議員 9 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 6 票であります。

よって、私、阿部五一が当選をいたしました。

それでは、ここで一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

(議長 阿部五一議長席であいさつ)

○議長 (阿部五一)

私は、昨年9月、議長就任をいたしましてから約7カ月、皆様方のお支えをいただきながら、何とか議長の任を務め終えさせていただきました。まずもって、この御支援に対しまして御礼を申し上げたいと思います。

引き続きましての選任をいただきました。身に余る光栄でありますとともに、改めて気の引き締まる思いであります。

先ほど市長の発言にもございましたが、地方自治体を取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。こうした中であって、地方は自立をし、生き残らなければならない。したがって、議会の果たす役割、これまたますます重きをなしてくるであろうと、このように思います。夕張市のようにならないためにも、今こそ行政・議会が一丸となって市の経営に当たっていかねなければならない、このように認識をいたしております。恐らく私は、全国一年長の議長ではないだろうか、このように思われますが、これまでに鍛えてまいりました気力と体力をもってこの厳しい状況に対応していきたい、このように思っております。

私、去年の9月、就任の際にもお話をいたしましたが、「政治は最高の道徳である」、私の師の教えであります。これをもって議会運営に当たるならば、必ずや6万市民の期待と信頼にこたえ得るであろうと、このように思いますので、今後とも議員各位、そして当局皆様方の御指導、御協力を心からお願いを申し上げましてあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、臨時議長の職務を終わらせていただきます。

ここで10分間休憩いたします。

再開は午後1時30分であります。

午後1時21分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

日程第2 指定第1号 議席の指定について

○議長（阿部五一）

日程第2、指定第1号 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長において指定いたします。

職員に議席の番号と氏名を朗読させます。局長。

（局長 朗読）

1番 柳原 清 議員

2番 伊藤 功一郎 議員

3番 深谷 晃祐 議員

- 4番 伏谷 修一 議員
5番 米澤 まき子 議員
6番 金野 次男 議員
7番 雨森 修一 議員
8番 森 長一郎 議員
9番 板橋 恵一 議員
10番 藤原 益栄 議員
11番 佐藤 恵子 議員
12番 中村 善吉 議員
13番 吉田 瑞生 議員
14番 相澤 耀司 議員
15番 松村 敬子 議員
16番 根本 朝栄 議員
17番 尾口 好昭 議員
18番 昌浦 泰己 議員
19番 石橋 源一 議員
20番 小嶋 廣司 議員
21番 竹谷 英昭 議員
22番 阿部 五一 議員

○議長（阿部五一）

ただいま朗読したとおり議席の指定をいたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第99条の規定により、議長において柳原清議員及び伊藤功一郎議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（阿部五一）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙について

○議長(阿部五一)

日程第 5、選挙第 2 号 副議長の選挙を行います。

選挙の方法には投票及び指名推選の方法がありますが、いずれの方法といたしますか。

(「投票」の声あり)

○議長(阿部五一)

投票の声がありますので、選挙の方法は投票によって行いたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(阿部五一)

ただいまの出席議員数は 22 名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(阿部五一)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長 (阿部五一)

異状なしと認めます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番から順次投票願います。どうぞ。

(投票)

○議長 (阿部五一)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (阿部五一)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長 (阿部五一)

これより開票を行います。

会議規則第25条第2項の規定により、立会人に伊藤功一郎議員及び尾口好昭議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長 (阿部五一)

投票の結果を御報告いたします。

投票総数 22 票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

うち

有効投票 22 票

無効投票 0 票

有効投票中

根本朝栄議員 13 票

昌浦泰己議員 9 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 6 票であります。

よって、根本朝栄議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました根本朝栄議員が議場におられますので、本席から会議規則第 26 条第 2 項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました根本朝栄議員のごあいさつをお願いいたします。

(副議長 根本朝栄登壇)

○副議長 (根本朝栄)

ただいま議員の皆様のご御推選をちょうだいいたしまして、副議長の大任を拝しました根本朝栄でございます。

もとより力不足な私ではございますけれども、阿部議長をしっかりと支えながら、多賀城市政発展と議会の活性化のために誠心誠意努めてまいりたい決意でございます。

今後とも議員の皆様、そして当局の皆様のご御指導、御協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます、一言ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 (阿部五一)

ここで暫時休憩をいたします。

再開の予定は午後 2 時 30 分であります。

午後 1 時 45 分 休憩

午後 4 時 28 分 開議

○議長 (阿部五一)

全員おそろいでございますので、再開いたします。

日程第 6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

○議長 (阿部五一)

日程第 6、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長から指名することになっております。

職員に所属委員会及び氏名を朗読させます。

(局長 朗読)

総務経済常任委員会 8 人

伏谷 修一 議員

藤原 益栄 議員

中村 善吉 議員

松村 敬子 議員

尾口 好昭 議員

小嶋 廣司 議員

竹谷 英昭 議員

阿部 五一 議員

文教厚生常任委員会 7人

柳原 清 議員

伊藤 功一郎 議員

深谷 晃祐 議員

米澤 まき子 議員

森 長一郎 議員

根本 朝栄議員

昌浦 泰己 議員

建設水道常任委員会 7人

金野 次男 議員

雨森 修一 議員

板橋 恵一 議員

佐藤 恵子 議員

吉田 瑞生 議員

相澤 耀司 議員

石橋 源一 議員

議会運営委員会 7人（定数）

金野 次男 議員

森 長一郎 議員

板橋 恵一 議員

藤原 益栄 議員

相澤 耀司 議員

小嶋 廣司 議員

○議長（阿部五一）

ただいま朗読のとおり、各委員をそれぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は4時50分、予定をいたします。

午後4時31分 休憩

午後4時50分 開議

○議長（阿部五一）

それでは、再開をいたします。

日程第7 選挙第3号 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙について

○議長（阿部五一）

日程第7、選挙第3号 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宮城東部衛生処理組合議会議員に雨森修一議員、藤原益栄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました雨森修一議員、藤原益栄議員を宮城東部衛生処理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました雨森修一議員、藤原益栄議員が宮城東部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま宮城東部衛生処理組合議会議員に当選されました雨森修一議員、藤原益栄議員が議場におられますので、本席から会議規則第 26 条第 2 項の規定により告知いたします。

日程第 8 選挙第 4 号 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙について

○議長（阿部五一）

日程第 8、選挙第 4 号 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

塩釜地区消防事務組合議会議員に金野次男議員、佐藤恵子議員、尾口好昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました金野次男議員、佐藤恵子議員、尾口好昭議員を塩釜地区消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました金野次男議員、佐藤恵子議員、尾口好昭議員が塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました金野次男議員、佐藤恵子議員、尾口好昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第 26 条第 2 項の規定により告知いたします。

日程第 9 選挙第 5 号 塩釜地区環境組合議会議員の選挙について

○議長（阿部五一）

日程第 9、選挙第 5 号 塩釜地区環境組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

塩釜地区環境組合議会議員に昌浦泰已議員、竹谷英昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました昌浦泰已議員、竹谷英昭議員を塩釜地区環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました昌浦泰已議員、竹谷英昭議員が塩釜地区環境組合議会議員に当選をされました。

ただいま塩釜地区環境組合議会議員に当選されました昌浦泰已議員、竹谷英昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第 26 条第 2 項の規定により告知いたします。

日程第 10 選挙第 6 号 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（阿部五一）

日程第 10、選挙第 6 号 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に森長一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました森長一郎議員を宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました森長一郎議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました森長一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第 26 条第 2 項の規定により告知いたします。

日程第 11 閉会中の継続調査について

○議長（阿部五一）

日程第 11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

閉会中の継続調査につきましては、議会運営委員長から会議規則第 63 条の規定に基づきお手元に配付している事件について、平成 19 年第 2 回定例会まで閉会中の継続調査としたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決しました。

日程第 12 議案第 44 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（阿部五一）

日程第 12、議案第 44 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、石橋源一議員の退席を求めます。

（19 番 石橋源一議員退席）

○議長（阿部五一）

ここで、本日の会議は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 44 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。これは平成 19 年 4 月 30 日で任期満了となった小嶋廣司委員の後任として石橋源一議員を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なしの声あり」）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 44 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

石橋源一議員の入場を許します。

(19番 石橋源一議員入場)

日程第13 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)

○議長(阿部五一)

日程第13、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させます。

(局長 報告書朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

報告第1号 専決処分の報告についてであります。これは平成19年3月6日に発生した公用車の接触事故について、事故の相手方と和解し、並びに損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(阿部五一)

建設部長。

○建設部長(後藤 孝)

それでは、皆様のお手元にございます「議会関係資料」の2というのがございますけれども、その1ページをお願いいたします。それをもって御説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

初めに、1の事故発生の日時、2の事故発生の原因及び状況について御説明申し上げます。

平成19年3月6日午前8時50分ごろ、道路維持作業のため公用車を運転していた建設部道路課職員——これは非常勤職員でございますけれども、東田中踏切で警報機が鳴ったため、公用車を一時停止いたしました。当時の東田中踏切は、仮線工事に伴い車両の停止線位置が北側に変更されていたため、交通誘導員から後方へ下がるよう指示され当該公用車を後進させたところ、後方確認が不十分であったため後方で停止していた相手方の自家用車と接触し、前部バンパーに損傷を与えたものでございます。

3の損害賠償額でございますが、5万6,732円で、これは車両の修理費用でございます。

なお、社団法人全国市有物件災害共済会から歳入として同額を受け入れることになってございます。

4の和解でございますが、平成19年4月20日に相手方と示談が成立してございます。また、本件事故に関し、損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認しております。今回の事故につきましては、双方けがはございませんでしたので、話し合いも円満に進めることができたものでございます。

なお、本件事故を教訓といたしまして、なお一層安全運転や交通ルールの遵守を徹底するよう部内職員に指導しましたことを御報告申し上げ、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第14 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（阿部五一）

日程第14、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第38号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは地方税法等の改正による上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設等に伴い関係条例の規定の整備を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたものであります。

なお、詳細につきましては、市民経済部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（菊池三雄）

4 ページをお願いします。

議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、議案の説明の前に、専決処分の経過について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律案が、去る 3 月 6 日に衆議院で可決されまして、3 月 23 日、参議院で可決、成立し、平成 19 年 3 月 30 日に公布されたものでございます。

これを受けまして、条例の改正を行うものでございますが、今回の条例一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する項目と、平成 19 年 10 月 1 日から施行する項目とがございまして、これら改正は地方税法の改正に伴うものでございまして、施行日が違っておりますが、これら改正は地方税法の改正に伴うものでございまして、施行日が違っておりますが、これも綿密に関係があるということでございますので、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分させていただいたものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

「議案関係資料 2」の 2 ページをお開き願います。

議案第 38 号の関係資料に基づいて御説明申し上げます。

多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の改正要旨でございます。

初めに、個人市民税関係でございます。

まず、地方税法の改正概要を説明し、次に対応する条例等について御説明申し上げます。

1、市民税の納税義務者等の追加でございます。

地方税法第 294 条、市町村民税の納税義務者等、第 1 項に第 5 号が新たに追加されたものです。これは、法人課税信託の引き受けを行う個人で、市内に事務所または事業所を有する者を法人税割の納税義務者とするもので、これを受けまして市税条例第 11 条第 1 項第 5 号を改正するもので、施行日は信託法の施行の日、平成 18 年 12 月 15 日公布され、公布の日から起算して 1 年 6 カ月を超えない範囲内において政令で定める日が施行日となっております。

法人課税について簡単に御説明申し上げます。

法人課税信託につきましては、経済活動の多様化に対応し、経済主体の選択肢を拡大する観点から、信託制度の抜本的見直しを内容とした新信託法が平成 18 年 12 月 8 日に制定されました。これにより新たな信託が認められるなど、信託の利用形態が大幅に多様化することになりました。それに伴いまして、法人税等において新たな種類の信託に対する税制を整備するとともに、法人税の回避を防止する観点から、一定の信託に対して信託段階での課税を行うなど法人課税信託として整備されることになり、課税の適正、公正を図るため措置を講ずることとされました。そして、法人課税信託の受託者につきましては、信託資産と固有資産はそれぞれ別のものとみなす措置が講じられまして、信託財産から生じる所得については、固有資産から生ずる所得と区分しまして法人税等を課税するものでございます。

また、個人につきましても、法人課税信託の引き受けを行うときは、法人税等を納める義務がある旨、規定されたものでございまして、この場合、法人の新均等割は課税しないものとなっております。

次に、法人課税信託の引き受けを行う人格なき社団等を法人とみなす規定の整備でございまして、これも法人課税信託の引き受けを行う法人でない社団、または財団を法人とみなして法人税等を課税するものでございまして、地方税法第 294 条第 8 項の改正を受けまして、市税条例第 11 条第 3 項の字句の整備を行うものでございます。

なお、「法人でない社団」とは、多数の者が一定の目的達成のため結合した団体で、法人格を有しない団体として組織を有し活動を行うもの ―― 例えば青年団、PTA、同窓会、県人会等があります。

次に、3、たばこ税の特例税率の本則化でございまして。地方税法第 468 条、たばこ税の税率と、地方税法附則第 30 条の 2 第 1 項、市町村たばこ税の特例の改正でございまして。

次の 3 ページに戻ります。

平成元年から地方税法附則に規定されておる特例率で課税しておりましたが、今回これを廃止し、同率を地方税法の本則税率とするもので、市税条例第 80 条を改正し、市税条例附則第 24 条第 1 項を削除するものでございます。したがって、本改正による実質的な増減は生じないものとなっております。施行日は、平成 19 年 4 月 1 日でございます。

次に、4、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限の延長で、地方税法附則第 35 条の 2 の 3 第 4 項、これは上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る都道府県民税及び市町村民税の課税の特例の改正でございまして。これは、上場株式等の譲渡益に対する軽減税率の適用期間を 1 年間延長するもので、平成 19 年 12 月 31 日までの譲渡を平成 20 年 12 月 31 日までの譲渡とされたものでございます。これを受けまして、市税条例附則第 25 条の 3、これを改正するものでございます。施行日は、平成 19 年 1 月 1 日でございます。

5、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得の課税の特例、いわゆる「エンジェル税制」の適用期限を延長するもので、地方税法附則第 35 条の 3 第 18 項、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の改正でございまして。これは、課税の特例に係る株式の取得期間を 2 年間延長するもので、平成 19 年 3 月 31 日までを平成 21 年 3 月 31 日までと改められたもので、市税条例附則第 26 条第 7 項を改正するものでございます。平成 19 年 4 月 1 日、施行でございまして。

6、条約適用配当等に係る課税の特例の適用期限の延長で、配当などの支払いを受けるべき者の特例期間を、平成 20 年 3 月 31 日までを平成 21 年 3 月 31 日までと 1 年間延長するもので、租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2、配当等に対する特別調整に係る住民税の税率の特例、第 12 項の改正でございまして。これは、租税条約実施特例法に規定する条約適用配当等につきまして、他の所得と区分し、特例税率による市民税所得割を課税するというもので、市税条例附則第 26 条の 4 第 3 項を改正したものでございまして。施行日は、平成 19 年 4 月 1 日でございまして。

7、保険料に係る課税の特例でございまして、租税条約実施特例法第 5 条の 3、これは保険料を払った場合の住民税の課税の特例でございまして、第 3 項及び第 4 項が新たに加えられたもので、これは日本居住者が条約相手国の社会保険制度の下で保険料を支払った場合、その保険料の一定額を限度としまして、その年の総所得金額から控除するものでございまして。

す。これを受けまして、市税条例附則第 26 条の 5 第 1 項及び第 2 項を加える改正を行ったものでございます。施行日は、平成 19 年 4 月 1 日でございます。

8、その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴いまして、条例中の引用条文の条ずれ、項ずれ等が行われたことに伴う改正でございます。

次に、固定資産税、都市計画税関係でございます。

1 としまして、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設でございます。

地方税法附則第 16 条固定資産の減額に、第 11 項及び第 12 項が新たに追加されたものでございます。これは、高齢者、障害者等が居住する既存住宅について一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税を減額する特例措置を創設するとともに、その特例措置を受ける納税義務者に申告義務の規定を設けたものでございます。

特例措置の概要でございますが、平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に一定のバリアフリー改修工事が行われた場合、既存住宅について、100 平方メートルを限度にしまして翌年度分の固定資産税額の 3 分の 1 を減額するものでございます。

その要件といたしまして、一つには「次のいずれかの者が居住する既存の住宅で賃貸住宅を除く」といたしまして、「65 歳以上の者、要介護認定または要支援認定を受けている者、障害者」となっております。

次の 5 ページになりますが、二つ目が、工事の内容でございます。廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所等の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取りかえ、床のすべりどめ化などの工事で、補助金を除いた自己負担が 30 万円以上のものとなっております。

なお、新築住宅軽減や耐震改修特例の対象となっている年度は適用されません。

この改正を受けまして、市税条例附則第 8 条の 2 第 6 項を改正するもので、平成 19 年 4 月 1 日施行でございます。

次に、2 でございますが、鉄軌道用地の価格の特例でございます。

地方税法附則第 17 条の 3、これは平成 19 年度または平成 20 年度における鉄軌道用地の価格の特例が新たに加えられた改正でございます。これは、鉄軌道用地の評価方法を改めるものでございまして、鉄軌道用地につきましては、沿接する土地の価格の 3 分の 1 の価格で評価をこれまでしておりましたが、近年鉄軌道用地の利用状況について、いわゆる「駅中ビジネス」と言われるような駅構内の飲食店などの商業店舗の展開や高架下の有効利用などが進み、鉄道用地と商業施設とが混在化、重層化している現状にありますので、駅敷地内の評価額が低いことや税負担の不公平などを解消するため、評価がえを待たずに平成 19 年度から一定の複合施設について宅地並みで課税することとされたもので、平成 19 年度及び平成 20 年度の価格に関する規定を設けたものでございます。これを受けまして、市税条例附則第 9 条の 3 第 1 項、第 2 項を加える改正を行ったものでございます。

3、その他の改正でございますが、これは地方税法の改正に伴う条例等の引用条文に条ずれ、項ずれ等が生じたために改正したものでございます。

次に、恐れ入りますが、「臨時議会議案 1」の 9 ページをお開き願います。

附則でございます。

第1条は、施行期日を規定しておりまして、平成19年4月1日から施行する旨、規定しております。ただし、次の各号に係る規定は、当該各号へ定められる日から施行するとしております。

第1号、第3条の規定は、これは都市計画税条例の一部改正の関係でございますが、平成19年10月1日から施行するものとなっております。

第2号は、市税条例附則第21条第3項の改正規定でございます。これは、租税特別措置法が改正されたことに伴いまして、施行期日が平成20年4月1日となるものでございます。

第3号は、市税条例第11条、これは市民税の納税義務者及び第18条第2項、これは均等割の税率の改正規定につきましては、法人税法の引用があったことに伴い、法人税法の法律番号を削除する等字句の整備を行ったもので、信託法の施行の日と規定してございます。

第4号は、市税条例附則第25条の2第1項、これは特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例関係でございますが、これは証券取引法等の一部を改正する法律によりまして、証券取引法が金融商品取引法に改正されることなどを受けまして、引用する法律名、条項名の改正などの規定の整備を行ったもので、証券取引法の一部を改正する法律の施行の日、これは平成18年6月14日公布、公布の日から1年6カ月を超えない範囲で政令で定める日となっております。

第2条は、市民税に関する経過措置でございます。市税条例附則第26条第1項、これは保険料に係る個人の市民税の課税の特例でございますが、この規定は、同項に規定する所得割の納税義務者等が平成19年4月1日以後に支払う、または控除される同項に規定する保険料について該当すると規定するものです。

第3条は、固定資産税に関する経過措置でございます。新市税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、従前の例によると規定されております。

なお、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の新旧対照表の説明は、省略をさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

資料の2の3ページ、4ページ、5ページなんですけれども、今度の地方税法の中身なんですけど、いわゆる資料2の3ページの上場株式等の譲渡益課税の特例の期限の延長というのは、いわゆる金持ち優遇制度の一つですね。これは、現時点で影響額がどのくらいあるのかというのは試算されているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

それから、4ページのバリアフリーの関係。これは、住民にとってプラスになるんですけども、もし想定されている金額があるのであれば、これもお願いしたいと思います。

それから、5ページの鉄軌道用地の価格の特例。これは、実態に合わせた課税をするようにするということなんだろうと思うんですが、これによってその評価額がどの程度ふえるものなのか、その辺も試算されているものがあれば御答弁をお願いします。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（菊池三雄）

1点目の上場株式の件でございますけれども、これは試算はしてございません。

それから、2点目のバリアフリーの関係でございますけれども、影響額というのはどのぐらいの影響、どのぐらいの減額ということで……（「ああ、想定だな、想定」の声あり）

想定。（「はい」の声あり）想定としますと……（「わからないのはわからないんでいいんだけれども」の声あり）減額がどのぐらいの……、減額というものはちょっと今のところはつかんでおりません。

それから、3点目の鉄軌道用地でございますけれども、これは多賀城市の場合は評価額の方には影響はないと思います。これはちょっと内容的に、具体的に説明しますと、鉄軌道用地につきましても、鉄道用地と商業施設等の面積の案分によって、敷地の案分、床面積の案分でもって割合で敷地を案分をして、それぞれ合算して課税するとなっております。ただ、その中で、商業施設等が合計で250平方メートル未満の建物は、当該施設全体を鉄軌道用地として扱うということで、商業施設とは見ないということでございます。そうしますと多賀城の場合は、今駅前にコンビニありますけれども、あれは130平方メートル強、それくらいのものでありますから、その商業地、宅地としては見られないということでございます。いろいろ規定がございまして、例えばプラットホーム上の商業施設等は商業施設の面積には含めないとか、いろいろそういう規約がございまして、多賀城の場合は、今回のこの評価額には影響はないという状態になっております。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

3ページの株式譲渡益課税に対する軽減措置の延長なんですけど、これは、これまでの実績から見るとこうだというふうな数字は言えないんでしょうか。

○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（菊池三雄）

税務課の方としては、どのような実績というふうなのはつかんでおりません。

ただ、今ちょっと聞きましたら、株式等譲渡所得割交付金という数字があるので、その交付金の方があるというふうなことでございます。

○議長（阿部五一）

答弁まだあるの。市民経済部長。

○市民経済部長（菊池三雄）

正確にはまだ押さえておりません。

○議長（阿部五一）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第 15 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて（多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（阿部五一）

日程第 15、議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税基礎課税額の課税限度額の引き上げを行う必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めます。

なお、詳細につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

それでは、「議案関係資料 2」の 18 ページをお開きいただきたいと思います。

多賀城市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

1 の基礎課税額に係る課税限度額の改正でございますが、国民健康保険税基礎課税額の課税限度額、いわゆる医療給付費分の課税限度額を現行の 53 万円から 56 万円に、3 万円引き上げるものでございます。先ほどの市税及び都市計画税条例の一部改正と同様に、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 19 年 3 月 30 日に公布されたことに伴うものでございます。

この引き上げの主な背景でございますが、保険税の算定におきまして、課税限度額を超える対象者の割合が大きくなってきたことなどへの対応でありまして、また中間所得層の負担軽減につなげることがねらいとなっております。

なお、この課税限度額の引き上げは、平成 9 年度以来 10 年ぶりになるものでございます。

次に、2 の基礎課税額に係る課税限度額の改正に伴う影響額でございますが、平成 19 年 3 月現在で試算いたしましたところ、影響額が 412 世帯、金額にいたしまして 1,087 万 5,300 円と見込まれる状況でございます。

影響額の内訳の欄の上段でございますが、53 万円以上 56 万円未満では 101 世帯で 154 万 5,300 円、下の段の 56 万円以上では 311 世帯で 933 万円を見込んでおります。

次の 19 ページの新旧対照表をお願いいたします。

第 2 条第 2 項及び第 14 条第 1 項でございますが、地方税法施行令第 56 条の 88 の 2 第 1 項に規定されております国民健康保険税基礎課税額の課税限度額が 53 万円から 56 万円に引き上げられたことに伴い改正するものでございます。

なお、今回専決処分とした理由でございますが、改正施行令の施行日が平成 19 年 4 月 1 日であることから、改正条例の施行日も同日とするため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分とさせていただいたものでございます。

次に、資料 1 の 11 ページをお開き願いたいと思います。11 ページでございます。

附則でございますが、施行期日でございますが、この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

経過措置でございますが、この条例による改正後の多賀城市国民健康保険税条例の規定は、平成 19 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 18 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2 番伊藤功一郎議員。

○2 番（伊藤功一郎議員）

今、説明ありましたけれども、国の動きとして3万円上げた根拠といたしますか、それをまず教えてください。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

国の方では、全国、全体で試算したところ、5%を超える方が出てきたと。5%を超えるぐらいの状況になってきましたので、国としましては4%台にしたいということで、一応3万円上げて56万円に変えたということが国の考え方でございます。

○議長（阿部五一）

2 番伊藤功一郎議員。

○2 番（伊藤功一郎議員）

今、そのとおりだと思うんですけども、国の動きとしてはいろいろ……、高齢者控除とか年金者控除の廃止等々によりまして、収入はふえないんだけど所得は上がるということの中で、大体、その限度額を超過する人が5.4%になっているということで、それを5%に下げるとは3万円の引き下げが必要ということで今回の改定になったようです。

そこで、伺いますけれども、多賀城市の場合は何%がこの最高限度額の率になりますか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

18ページの資料にございますように、平成19年3月末現在で試算いたしましたところ412世帯ございまして、全体の世帯数からいたしまして4.15%になっております。

○議長（阿部五一）

2 番伊藤功一郎議員。

○2 番（伊藤功一郎議員）

5%を超えないようにということの中では、5%を超えていない……、前段階ではですか。53万円にした場合にどういう率になりますか。ああ、4.1%ということ……。（「56万円に引き上げたからこうなるんですね」「違う、違う」「4.15%です」の声あり）4.15%というのは53万円ですか、それとも……（「いや、53万円」の声あり）53万円、53万円。それで、4.15%ということですので、5%を超えていないということの中で、3万円を上げる必要があったのかという点ではどうなんでしょうか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

全県下、全部含めましてほとんど全部こちらを上げるということで、これを上げないとすれば、国・県の補助金等につきましても、国としても県としても一応 56 万円を限度額としていますので、それを 53 万円にした場合、1 人当たり 3 万円ですか、その世帯数で補助金が減るとい形になりますので、国・県としては一応 56 万円を徴収しているものとして補助金を算定するというところでございますので、こちらで影響額、全体で 1,087 万 5,000 円が、結局国・県からの補助金が来ませんと合わせて 2,000 万円ほどの影響額があるのかなということでございますので、国に沿って一応 56 万円まで上げるという考え方でございます。

○議長（阿部五一）

2 番伊藤功一郎議員。

○2 番（伊藤功一郎議員）

要するに、この10年間上げていなかったということで上げるということなんですけれども、実際この10年間で国保に加入している人たちの収入という点では上がっているんですか、下がっているんですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

所得の関係で、ちょっと私もその辺まで調査しておりませんで、申しわけございません。

ただいま国保年金課長に確認しましたところ、そういう詳細の資料を持ってきておりませんで、ちょっとお答えできませんので御了承願います。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

課税限度額に該当する世帯数が何%かというさっきの数字なんですけれどもね、4.15%というのは、53 万円だった場合にその課税限度額に達していた人の割合になるでしょう。56 万円になった場合には、56 万円以上の世帯は 311 世帯だから、56 万円になった場合の世帯数の割合というのは、311 世帯が分子になるよね。（「3.13」の声あり）それが 3.13 なの。（「はい」の声あり）

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。（「その訂正して」「していない。ちょっと、さっき何か変だったよ、答弁が」の声あり）再答弁、必要なの。（「数字の訂正が必要ではないかと思うんだけど」の声あり）保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

ただいまの藤原議員のおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際討論を……（「お願いします」の声あり）討論。（「はい」の声あり）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2 番伊藤功一郎議員。

○2 番（伊藤功一郎議員）

議案第 39 号に反対する討論を行います。

現在、国保税は、1984 年に国庫負担が医療費の 45%から 38.5%へと大幅に引き上げられたことにより、住民の負担能力を超える水準になっています。このもとで、今回の議案は、国民健康保険税基礎課税の限度額を 53 万円から 56 万円に引き上げるものであります。これは、公的年金控除の縮小、高齢者控除の廃止により収入が変わっていない、または減っていても所得がふえたということで負担がふえるということも含まれております。生活実態にお構いなしの一連の雪だるま式の負担増であり、議案第 39 号には同意できないということを表明したいと思えます。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

議案第 39 号の関係について、承認をするという意味で討論したいと思えます。

今、反対の討論がありましたけれども、内容はそのとおりだと思います。この問題については、国が真剣になって取り組んでいくことが重要な課題であります。しかし、地方自治における関係からいくと、いわば国の補助金の問題等の絡みでくると、多賀城市の立場からいくとどうしてもそれに従わざるを得ないという状況下にあるということは、私はやむを得ない状況であろうと思えます。

ですので、今後はこの国民健康保険のいろいろな問題については、問題点を国に対して積極的に提言をして、地方自治の財政の構築のためにも頑張っていくことが大事な課題になっているということを認識していただきたいということを申し上げながら、賛意を表したいと思えます。

○議長（阿部五一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 39 号を挙手により採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第 16 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（阿部五一）

日程第 16、議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、平成 18 年 6 月 30 日に市営住宅紅葉山住宅内において発生した階段からの転落事故について、事故の相手方と和解し、並びに損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

それでは、議案資料 2 の 20 ページで御説明しますので、お聞き願いたいと思います。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

1 の事故発生の日時でございますが、平成 18 年 6 月 30 日午前 10 時 45 分ごろでございます。

2 の事故の状況でございますが、相手方は紅葉山市営住宅 2 号棟内において、2 階から 1 階へ手すりを伝わって階段をおりていたところ、手すりの端部が外れたことによりバランスを崩し、踊り場に転落したものでございます。このことにより、相手方は左胸部挫傷、打撲でございます。それから、腰の捻挫、階段から転げ落ちたことによりひねったものでございます。及び左下腿部挫傷、足のひざから下の部分でございます。これも打撲を受けたものでございます。

3の事故の原因でございますが、本件事故は市営住宅に手すりを取りつける際に生じた瑕疵に起因し、本件住宅が本来有すべき安全性を欠いていたために発生したものと認めたものでございます。

ここで、現状の状況について、言葉で説明すると若干わかりにくいので、部品といいますか、現物を持ってきておりますので、これで説明したいと思います。

この金属が、アルミ製なんですけれども、これを一番最初に階段に取りつけます。それで、これは一緒になっていきますけれども、その後、これは樹脂系のカバーなんですけれども、これはロールになってございます。これを現場に合わせてずっと差し込みます。差し込みますので、ちょっとお待ちください。ずっとこう差し込みます、最後まで。差し込みましたら、これはきょうはちょっとわかるように赤いテープで表示してありますけれども、現場はたしかグリーンかブルーだったと思うんですけれども、紙テープで一時暫定的にとめておきます。それで、今度この端部なんですけれども、これを設置する際に、本来であればこれを撤去して、接着剤を両方に塗ってバチンととめる予定だったんですけれども、現場を確認しましたらこのテープがそのまま残ってまして、これに接着剤でしたものですからほんの一部分しか接着していなかったと、そういう順序でございました。それが、平成14年ごろに施工いたしましたして、その後経過がたった関係で、この相手方が階段をおりたときに、こういうふうになったときにこういうふうにならなくなってまして、これで外れて階段から転げ落ちたと、そういう状況でございます。

4の損害賠償の額でございますが、治療費、通院交通費、休業補償等を含めまして48万80円でございます。

なお、請負業者から手すり取り付けにおける施工上の瑕疵である旨の報告がございましたので、歳入として同額を受け入れることになってございます。

5の和解でございますが、平成19年3月30日に相手方と示談を締結いたしました。また、本件事故に関し、損害賠償金のほか何ら債権債務がないことを相互に確認しております。

なお、本件事故を教訓といたしまして、なお一層施設管理を徹底するよう部内職員に指導したことを御報告申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。11番佐藤恵子議員。

○11番（佐藤恵子議員）

これは、手すりが無い時期に転倒した方がいて、危ないから手すりをつけてくださいという提案を私がして実現したものだだと思います。多分、市営住宅全部についてだと思うんですが、その後の点検は、安全徹底したというふうなお話でしたけれども、ちゃんとされましたでしょうか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

今回の工事は、紅葉山市営住宅と、あと大代市営住宅の2カ所で、同じ業者が施工いたしました。それで、もちろんこういう事故があって、すぐに現場を確認いたしまして、大体同じようなことをやっていたものですから、すべて修理なり、修繕なり完了してごさいます。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

ちょっと議会在解散する前の話になりますけれども、給食センターの例にもあるような、給食センターで蒸気漏れの話がありましたよね、工事のところですね。あれも4年かそこいらぐらいの時期で、一体どうだったんだという問題が議場で話題になりましたけれども、これね、けがして治って賠償して、お互いにお金のやりとりをしてそれでいいというものではないと思うんです。命がかかっていて、この方お幾つの方だかわかりませんが、後遺症が出なければいいなというようなことも私、考えました。手すりをつけなければ、危ないということで、つけた結果こんな事故が起きたとすれば、とても何というんですかね、責任を感じるという状況を、ちょっと見たときに感じております。

やっぱりきちんと想像力を働かせながら、できたものに対しての責任を負っていただかないと、事故に遭った方は本当に痛い目に遭いながらとんでもない思いをすることではね、本当に肝に銘じていただかないと困ると思うんですけれども、その辺はしっかり受けとめていただいていると思いつつながら、なおかつもう一回、お話をちょっと聞かせていただきたいと思つています。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

佐藤議員おっしゃるとおり、我々としましては施設を管理している以上、やっぱりきちんとした管理が必要だと、そういうふうなことで、私が去年建設部長になってから1年ちょっと過ぎたんですけれども、なぜか私の代だけというわけではないんですけれども、今回の3件も合わせまして5件ほどこういう事故がございました。中には、注意すれば事故が防げたものもございまして、そういう意味におきまして、やはり私といたしましても、4月のこれは3日付なんですけれども、私の名で建設部の各課長あてにですね、もちろん施設管理のそういう徹底と、あと公用車の安全運転をきちんとやってくださいと、そのことで通知をいたしまして、今後はそのようなことがないようにと考えております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

工事の際の業者の瑕疵によって発生したと。それで、いろいろ点検したら、そういうのがいっぱいあったと。その工事は、当然業者負担になったんだというふうに理解できるんですけれども、それはそのように理解していいんですか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

今回の工事は、先ほども申しましたように、検査の段階ではちょっとわからなかったんですね。これは先ほども見せたように、そこどころがかぶさっているものですから、検査の段階で全然わからなかったと。それで、今回の事故があつて初めて、この施工上の瑕疵といえますか、ミスといえますか、そういうことがわかったので、その辺、業者の方に問い合わせ、現場を見たら施工上の瑕疵であるというふうなことでの報告は行ってございます。（「いや、だから……」の声あり）

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

いや、だから、いろいろあちこち直したんでしょう。その工事費は業者が持ったんですか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

はい、業者の方ですべて持ちました。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

起きたことについてはしようがないと思いますが、これね、私はちょっと施工の段階で、やはり完成時写真というものがね。こういうところをやはり今後はきちっと撮って、こういう状況でこうやったということの証拠写真をやはり1年とっておくということが大事ではないかと思うんですよ。それがあればこういう問題が起きてこないというふうになると思いますので、これがいい経験ですので、こういう経験を生かして、そういう施工における写真、施工写真というものを十分検討していただくようお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

回答は必要ですか。（「特にないです」の声あり）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 40 号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第 17 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（阿部五一）

日程第 17、議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは平成 19 年 1 月 29 日に、多賀城駅前広場側の公衆便所内において発生したペンキの付着事故について、事故の相手方と和解し、並びに損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

それでは、同じ資料の 21 ページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定でございます。

初めに、1の事故発生の日時でございますが、平成19年1月29日午前10時50分ごろでございます。

次に、2の事故の状況でございますが、平成19年1月29日午前8時50分ごろ、JR仙石線多賀城駅前広場側の公衆便所内において、そで壁にいたずら書きをされたため職員がペンキで補修し、張り紙をし、その後、別の道路維持業務を行うために現場を離れました。午前10時50分ごろ、多賀城駅へ向かった相手方は公衆便所が使用できる状態であったため同便所を使用したところ、着衣及び所持品にペンキが付着していることに気づき、電話連絡があったものでございます。

なお、ペンキに付着した着衣及び所持品は、コート、スーツ、バックの3点で、相手方より損害賠償を請求されたものでございます。

3の事故の原因でございますが、公衆便所内そで壁のペンキ補修が終了し、現場を離れる段階ではまだペンキが乾かない状況でございました。この場合の処置としては、今回のような事故発生は予見可能であることから、公衆便所の使用禁止等適切な処置が求められるところ、通常どおり使用可能な状態にしたという点で施設管理上の瑕疵によるものでございます。

4の損害賠償金でございますが、18万5,950円でございます。

5の和解でございますが、平成19年4月25日に相手方と示談が成立したものでございます。また、本件事故に関し、損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認しております。

なお、本件事故を教訓といたしまして、なお一層施設管理に万全を期すよう部内職員に指導したことを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

済みません、これは場所はどこなんですか。多賀城駅のやや汚れたトイレ。あそこのトイレはJRの管理じゃないの。

○建設部長（後藤 孝）

まさにその場所でございます。管理については、たしか昭和61年か62年ごろに多賀城駅の改修工事がございました。そのときにJRの方では、駅舎内の方にしかトイレを設置しない設計でございました。それで、多賀城市としては不特定多数の人が歩く関係もあるので外側の方にも、つまり公園側の方にも設置してほしいと、そういう要望を出しました。その関係でJRの方と打ち合わせをした結果、光熱費とか簡単な維持管理は市の方で願いますと、そういう条件であの分を設置したと。したがって、光熱費は現在も市の方で払っていますし、簡単な補修は市の方でやっていると、そういう状況でございます。

○議長（阿部五一）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 41 号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第 18 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて（宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）

○議長（阿部五一）

日程第 18、議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは公立深谷病院企業団が平成 19 年 3 月 31 日限りで解散し、宮城県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についての協議を行うことにつき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(阿部五一)

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

これより議案第42号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第19 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度多賀城市一般会計補正予算(第5号))

○議長(阿部五一)

日程第19、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第43号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは地方債の額の確定に伴い、歳入予算については市債の追加補正並びに基金繰入金の減額補正、歳出予算については財源組み替えを行うため、地方自治法第179条第1項の規定により平成18年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

なお、詳細につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部五一)

市長公室長。

○市長公室長（澁谷大司）

それでは、歳入歳出の説明に先立ちまして、今回専決処分をさせていただきました補正予算の経緯と概要について説明させていただきます。

今回、専決処分で補正をさせていただきましたのは、例年、年度末に配分される財源対策調整分、いわゆる調整債が平成 18 年度におきましても 3,040 万円配分されましたので、市債と一般財源との組み替えをさせていただいたものであります。

このことによりまして、建設関係の国庫補助事業につきましては、国庫支出金と起債により全額財源措置されたこととなりますので、一般財源等の充当がなくなるものであります。したがって、歳出予算部分はすべて財源の組み替えとなりますので、歳入についてだけ御説明を申し上げます。

それでは、29 ページをお開きください。

29 ページ、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金であります。財源対策債調整分の充当によりまして不要になった一般財源分 3,040 万円を減額させていただいたものであります。財政調整基金の残額につきましては、当該補正を含めまして本年 3 月末現在で 9 億 1,484 万 3,000 円となっております。

次に、市債であります。21 款 1 項 2 目土木費で 3,040 万円の増額をさせていただいたものであります。充当先の事業につきましては、説明欄に記載させていただきましたが、1、街路事業債、2、公園事業債、それぞれに財源対策債調整分が充当されまして、市負担分のほぼ全額が起債処置されたことになるものであります。

続きまして、25 ページをお開き願います。

第 2 表、地方債補正であります。ただいま御説明を申し上げましたように、各地方債について補正をさせていただいたものでありまして、補正後の地方債合計額を 16 億 5,510 万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

また、まちづくり交付金事業につきましては、平成 18 年 12 月の第 4 回市議会定例会において議決をいただいているところでありますが、地方債補正の表の内訳の説明の欄中、まちづくり交付金事業の限度額に一部未反映のものがございましたので、今回財源対策債調整分の確定に合わせて調整させていただいたもので、合計額には影響はありません。

また、当該補正に伴うプライマリーバランスの状況であります。元利ベースでは 5 億 3,795 万 2,000 円の黒字化が図られております。

また、多賀城市独自の管理目標としている元金ベースでは、9,818 万 5,000 円の黒字化が図られております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(阿部五一)

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

○議長(阿部五一)

以上で、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これをもって平成19年第1回多賀城市議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後6時11分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年5月16日

臨時議長 阿部 五一

議長 阿部 五一

署名議員 柳原 清

同 伊藤 功一郎